

■犯罪や非行をした人の社会復帰を支える主な関係機関等

関係機関等	概要
保護観察所	犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行っている。
地方検察庁	起訴を猶予された人、罰金・科料になった人、裁判において刑の全部の執行を猶予された人等で、福祉的支援が必要な人について、関係機関と連絡調整を図り、適切な支援につないでいる。
法務少年支援センター (少年鑑別所)	非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識やノウハウを活用し、本人や家族などからの相談に応じているほか、青少年の健全育成に携わる関係機関と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援を行っている。
保護司／保護司会	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、それぞれに配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っている。
更生保護施設	刑務所や少年院等から釈放された人や保護観察中の人で、帰る家がない、現在の住居では更生が妨げられる等の事情から自立更生が困難な人に対し、一時的に、宿泊場所や食事の提供等を行う民間の施設。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とする女性によるボランティア団体。
BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)	さまざまな問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決し、健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体。
就労支援事業者機構	刑務所出所者等の就労を支援し、再犯を防止することにより、安全・安心な社会づくりに貢献する事業主の団体。
地域生活定着支援センター	高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し、保護観察所や関係機関等と連携・協働しながら、地域の中で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援を行っている。
警察	犯罪の予防や検挙を行うとともに、非行の防止や暴力団離脱支援などの専門的分野における指導や啓発を実施し、関係機関と連携して再犯防止に寄与している。

・関係機関等の主な取組

【鹿児島保護観察所】

事業・取組	取組内容
薬物を始めとした、依存症を持つ保護観察対象者やその家族への支援	①専門的処遇プログラムの実施 ②引受人会（家族会）の開催 ③専門医療機関の受診や自助グループ等の参加への支援・調整 ④地域支援の在り方検討
就労支援	①保護観察対象者等への就労支援（ハローワークや協力雇用主、就労支援事業者機構、矯正施設等との連携） ②協力雇用主の開拓及び協力雇用主等に対する研修会の実施（就労支援事業者機構等との連携） ③農福連携等の推進（農福連携等に取り組んでいる福祉機関等）
高齢・障がい保護観察対象者等への援護	医療・福祉サービスが必要な保護観察対象者等への支援（矯正施設、検察庁、県地域生活定着支援センター、医療・福祉機関との連携）
住居支援を要する保護観察等対象者への援護	①住居支援が必要な保護観察対象者等への支援（更生保護施設等、居住支援法人、市営住宅担当との連携） ②居住支援協議会との連携促進
犯罪予防活動事業	保護区保護司会を中心とする更生保護ボランティア団体と協力して、“社会を明るくする運動”や保護観察官による大学等における講義など再犯防止にかかる広報啓発活動の実施
地域援助	地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を実施

【鹿児島地方検察庁】

事業・取組	取組内容
鹿児島保護観察所との連携による支援	勾留されている被疑者等が起訴猶予処分等で釈放される場合に、更生保護法に基づく「勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等」という制度を活用して保護観察所と連携し、宿泊場所の提供、社会福祉サービスの調整等の社会復帰支援を行う。
公益社団法人鹿児島県社会福祉士会との連携による支援	地域において継続した福祉サービス等の支援の必要があると認められる被疑者等に対して、社会福祉士に支援方法について助言を受けたり、適切な受入施設等との調整を依頼して、福祉サービス等につなげる支援を行う。

【法務少年支援センターかごしま（鹿児島少年鑑別所）】

事業・取組	取組内容
地域援助	少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などを行う。

【鹿児島保護区保護司会】

事業・取組	取組内容
「心の相談室」事業	罪を犯した人たちの「居場所づくり」として、専門スタッフ保護司2名を配置し、毎月第4土曜日にサポートセンター内で「よろず相談」を開設。また、絵手紙づくり、しめ縄づくり、トン汁会、ぜんざい会等の四季折々の活動を展開。保護観察期間終了者も気軽に立ち寄れるよう相談コーナーを常設し、社会的孤立の回避や支援に努める。
“社会を明るくする運動”等啓発事業	①毎年7月を“社会を明るくする運動”（社明運動）強調月間として再犯防止広報活動の市電中吊り広報ポスターの掲示や「FMぎんが」ラジオ放送20秒CM事業を展開し、市民の意識啓発高揚に努める。 ②7支部それぞれが、年間を通じ“社明運動”や“防犯運動”の街頭キャンペーン、関係団体と連携したミニ集会等を随時に開催し、再犯防止に向けた積極的な意識啓発活動に取り組む。 ③市と連携し、「鹿児島市安心安全まちづくり大会」の開催会場や「市民生き生きスポ・レクフェスタ」のスポーツ大会競技会場で、“社明・防犯運動”の街頭キャンペーンを実施。支部毎に幸せの「黄色いノボリ旗」を掲げ、会場を訪れる人たちに「社明・防犯グッズ」を配布し、更生保護の理解・啓発の呼び掛けを行う。

【更生保護法人草牟田寮（更生保護施設）】

事業・取組	取組内容
担任制による処遇	担任制により、個別面談や集団処遇による金銭管理指導、就労支援、規則正しい生活指導、SST（Social Skills Training（社会生活技術訓練））、法律相談等を実施し、再犯防止に努める。 また、アルコールや薬物に依存傾向がある対象者に対しては、専門病院受診を支援し、プログラム受講を指導する。 更に、精神障害を持つ対象者に対しては、専門病院受診後、自立支援医療を活用した訪問看護サービス利用の支援を行う。
フォローアップ事業	「繋がり」「孤立防止」「退寮後の生活相談、安否確認、行事への案内等の支援」を目的に通所・往訪・電話等により退寮生と連絡を取ることで再犯防止に努める。

【鹿児島市更生保護女性会】

事業・取組	取組内容
“社会を明るくする運動”推進事業	街頭キャンペーンや地域での更生保護活動のチラシやグッズの配布を通じて犯罪予防活動の広報を行う。 青少年健全育成や地域連携（地域を編む）活動として子育て支援・ミニ集会活動を実施する。
再犯防止推進活動	更生保護施設への炊事奉仕活動を行い、入所者に「家庭のぬくもり、おふくろの味」を提供する。

【郡山地区更生保護女性会】

事業・取組	取組内容
再犯防止推進活動	「ひまわり教室」を三者連携活動として参画し、保護観察修了者、刑務所出所者等の居場所づくりの活動を行う。

【鹿児島地区BBS会】

事業・取組	取組内容
非行防止推進活動	非行少年等の理解者となって「ともだち活動」やグループワークを行い、少年たちの成長を共に支援する。
青少年健全育成推進活動	児童自立支援施設や児童養護施設が実施する地域行事に参加し、交流を通じて少年たちの激励、支援を行う。 保護観察所の企画する社会貢献活動に参加して、参加者との交流を通して激励、支援を行う。

【NPO法人鹿児島県就労支援事業者機構】

事業・取組	取組内容
会員開拓	刑務所出所者等の就労支援事業に協力する各種会員（1～4種）の開拓に努める。
就労調整	協力雇用主と刑務所出所者等の就労の調整を行う。 協力雇用主に対しては、ハローワークへの受刑者専用求人登録およびコレワークの活用を促し、受刑中からの雇用促進を図る。
協力雇用主に対する支援	雇用する協力雇用主に対し、雇用期間に応じ助成金を支給し支援する。その他、各種支援策によって、雇用に対する不安の軽減を図る。
会員に対する研修	各種研修を実施することにより、更生保護および就労支援事業に対する理解促進を図る。
刑務所出所者等への直接支援	就労を希望する者に対し、求職時期から就職後まで各種支援を実施し、スムーズな就職および職場への定着を促進する。
広報	ニュースレターを発行し、会員及び関係機関へ向けて更生保護および就労支援事業に関する情報を提供する。
会員に対する表彰	就労支援事業に功績のあった会員に対し表彰を行う。
地域での就労支援活動の支援	地区協力雇用主会の活動を支援し、地域での再犯防止および就労支援活動の促進を図る。
自治体への働きかけ	刑務所出所者等の就労支援事業に従事する会員の活動の周知、社会的評価の向上を目指し、自治体に対し建設工事等競争入札参加者の格付等において、優遇措置導入を働きかける。

【鹿児島県地域生活定着支援センター】

事業・取組	取組内容
地域生活定着促進事業	<p>高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、保護観察所、矯正施設、留置施設、検察庁及び弁護士会といった刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（コーディネート業務） 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行う。 ・（フォローアップ業務） 矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行う。 ・（被疑者等支援業務） 被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。 ・（相談支援業務） 犯罪をした人・非行のある人等への福祉サービス等についての相談支援を行う。 ・関係機関とのネットワークを形成し、ソーシャルインクルージョンの実現へ向け、積極的に周知・啓発活動を行う。

【鹿児島県弁護士会】

事業・取組	取組内容
法律相談	各種法律相談に応えるため法律相談センターを県弁護士会館内に常設。多重債務については、特別に「多重債務者専用相談」の窓口を設ける。
福祉的支援の連携	刑事弁護手続において、釈放された後の生活に福祉的支援の必要がある被疑者・被告人に対して、社会福祉士とともに弁護活動を行い、釈放後に具体的支援を実践することによって被疑者・被告人に対する福祉的支援を行う。

【鹿児島県警察】

事業・取組	取組内容
(生活安全企画課) 子供対象暴力的性犯罪 出所者への再犯防止措 置	16歳未満の子供を被害者とした暴力的性犯罪の前歴者は、再び同様の犯罪を引き起こす可能性が高いことに鑑み、性犯罪を未然に防止することを目的として、法務省からの情報提供に基づき、県警察において、その所在確認等を行い、必要に応じて当該出所者の同意を得て面接を行っている。 また、関係機関・団体等との連携を図りながら、当該出所者の社会復帰を支援する。
(人身安全・少年課) 非行少年の立ち直り支 援	非行少年等の立ち直りを効果的に支援するため、少年警察ボランティアや大学生少年サポーターとともに、体験活動やスポーツ活動を通じ、少年の自己肯定感を高め、修学・就労等に向けた意欲向上や情操面における効果に考慮した取組を展開する。
(組織犯罪対策課) 暴力団離脱者に対する 社会復帰支援	鹿児島県暴力追放運動推進センター等と連携し、暴力団組織から離脱意思のある者に対する相談対応、離脱支援、離脱後の就労支援を行う。